

がんは早期発見すれば90%以上が治ります

## 胃・前立腺・大腸・乳・子宮頸がん検診を実施

【検診日】 6月24日(日)

【検診場所】 井田公民館

【申込期間】 6月18日(月)まで

| 検診内容  | 受付時間                         | 定員            | 料金                           |
|---|------------------------------|---------------|------------------------------|
| <b>◆ 胃がん</b><br>*前夜9時以降は何も食事をしないでください<br>*多少の水、お茶は飲んでかまいません           | 午前8時30分～10時                  | 40人           | 40歳～69歳…500円<br>40歳未満…1,400円 |
| <b>◆ 前立腺がん</b><br>*採血による検査です  | 午前8時30分～10時                  | 50人           | 40歳～69歳…500円<br>40歳未満も同額     |
| <b>◆ 大腸がん</b><br>*申し込まれた方には問診票と容器を送付します<br>*便秘薬を使用されても検診は可能です         | 午前8時30分～10時30分<br>午後1時30分～3時 | なし            | 40歳～69歳…200円<br>40歳未満も同額     |
| <b>◆ 乳がん(マンモグラフィ検査)</b><br>*マンモグラフィは40歳以上の方が適しています<br>*バスタオルを持参してください | 午前9時～11時30分<br>午後1時30分～3時    | 午前、午後<br>各37人 | 40歳～69歳…1,500円               |
| <b>◆ 子宮頸がん</b><br>*子宮入り口部分にできる「子宮頸がん」を採取器具で細胞をこすり取って調べます              | 午後1時30分～3時                   | 50人           | 20歳～69歳…500円<br>20歳未満…1,000円 |

- ※ 町が行う各がん検診の受診回数は、1人あたり年1回とさせていただきます。(予約が必要です)
- ※ 胃に病気がある方や、過去に胃の手術を受けた方は、集団検診は控え医療機関でご相談ください。
- ※ 乳がん・子宮頸がん検診は、指定の医療機関でも受診することができます。ぜひご利用ください。
- ※ ペースメーカーなどの人工物が入っている方は乳がん(マンモグラフィ検査)はお控えください。

70歳以上の方は  
全ての検診が無料

▶詳しくは、保健センター(☎32-3700)までお問い合わせください。

40・50・60・70歳になる方が対象です

## 歯周病検診が無料で受診できます

町では、むし歯や歯周病の予防、早期発見のため、平成30年度に40・50・60・70歳になる方を対象に歯周病検診を行っています。対象となる方には5月中にご案内の通知が届きますので、事前に申し込みのうえ受診してください。

この機会にお口の中の健康状態をチェックしてみたいかどうか。

|       | 集団健診             | 個別健診                   |
|-------|------------------|------------------------|
| 持ち物   | 歯周病アンケート兼問診(検診)票 | 歯周病アンケート兼問診(検診)票、医療保険証 |
| 会場    | 保健センター           | 町内歯科医療機関               |
| 日時・期間 | 6月3日(日) 午前9時～12時 | 6月1日(金)～7月31日(火)       |
| 申し込み先 | 保健センター           | 町内歯科医療機関               |
| 定員    | 先着30名            | 先着50名                  |

▶詳しくは、保健センター(☎32-3700)までお問い合わせください。

中学校卒業までの児童・生徒を養育している方へ

## 児童手当の現況届は6月29日までに提出を!

児童手当および特例給付(以下、「児童手当等」という)は、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。

児童手当等の支給を受けている方には、6月上旬に役場福祉課から「児童手当・特例給付現況届」を送付しますので、必要事項を記入し、下記③の必要書類を添付して、6月29日(金)

までに役場福祉課に提出してください。この届の提出がないと、6月分以降の児童手当等が受けられなくなりますので、ご注意ください。

### 【児童手当・特例給付現況届とは】

毎年6月1日現在の状況を把握し、6月以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

### ① 支給対象児童および支給額(児童1人当たりの月額)

| 対象児童            |       | 支給額     |
|-----------------|-------|---------|
| 3歳未満            |       | 15,000円 |
| 3歳から<br>小学校修了まで | 第1・2子 | 10,000円 |
|                 | 第3子以降 | 15,000円 |
| 中学生             |       | 10,000円 |

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。



### ② 所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入額の目安  |
|---------|---------|---------|
| 0人      | 622万円   | 833.3万円 |
| 1人      | 660万円   | 875.6万円 |
| 2人      | 698万円   | 917.8万円 |
| 3人      | 736万円   | 960.0万円 |

※扶養親族等の数が4人以上の場合の所得制限限度額は、1人につき38万円を加算します。  
 ※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円を支給します。

### ③ 現況届の手続きに必要なもの

| 対象者            | 必要なもの  |
|----------------|--|
| 受給者全員          | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当・特例給付現況届</li> <li>受給者本人の健康保険被保険者証の写し等(紀宝町国民健康保険被保険者証をお持ちの方は不要)</li> <li>印鑑(認印)</li> </ul> |
| 養育する児童と別居している方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の属する世帯全員の住民票(本籍と続柄が省略されていないもの)</li> <li>別居監護申立書</li> </ul>                                  |

※公務員などの共済の方は、勤務先で手続きをしてください。

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。